



大分きれい100選「黄昏の夕景」

資料編

1. 関連計画一覧表

部	施策名	関連計画	計画の概要
第1部 市民福祉の向上	第1章 第1節 地域福祉の推進	第3期大分市地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画 (みんなが主役のささえあいプラン)	地域福祉を推進していくための基本的な方向性を示す計画です。 「支えあって 共に生きる みんなが主役のまちづくり」を基本理念とし、その基本理念に沿ったまちづくりを目指すため、「地域のつながりをつくる」、「地域福祉の担い手をつくる」、「課題を深刻化させない」、「安心・安全をつくる」の4つの基本目標に沿って様々な取組を進めることとしています。
	第1章 第2節 子ども・子育て支援の充実	すくすく大分っ子プラン	「大分市子ども条例」に基づく、子どもの育成に関する支援を総合的かつ計画的に推進するための計画であると同時に、「子ども・子育て支援法」に基づく、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及びその推進を図るための計画です。 社会全体で子育てや子どもの育ちを支援することで、「すべての子どもがすこやかに育つことができる大分市」の実現を目指しています。
	第1章 第3節 高齢者福祉の充実	大分市高齢者福祉計画及び第6期大分市介護保険事業計画（長寿いきいき安心プラン）	高齢者の保健福祉に係る総合的な計画です。 高齢者が住み慣れた地域社会で、心身の健康を維持し、明るく安心して生きがいのある生活を送れる社会の実現を目指しています。
	第1章 第4節 障がい者（児）福祉の充実	第三期大分市障害者計画	障がい者施策の基本的方向と具体的方策を明らかにする計画です。 この計画は、「大分市総合計画」の個別計画であるとともに、障害者基本法の規定による「市町村障害者計画」でもあります。 「ノーマライゼーション」を基本理念とし、障がい者が、その持てる能力を十分に発揮し、住み慣れた地域社会で自立して積極的に活動できる「完全参加と平等」を目標としています。
		第4期大分市障害福祉計画	国の定める基本指針に則し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を確保する計画です。 障がい者の自立と社会参加を基本とし、市町村を基本とする仕組みへの統一と障がいの制度の一元化の基本理念を踏まえ、サービスの充実、地域移行、就労支援などに配慮し、数値目標を設定しています。
		大分市バリアフリー基本構想	本市の総合的・一体的なバリアフリー化の推進を図る構想です。 市内全域における地域特性や社会情勢の変化などを考慮し、高齢者や障がい者を含むすべての人が安心・安全に回遊できる人にやさしいまちづくりを目指し、基本理念、基本方針、関係者の役割を定めています。
	第1章 第5節 社会保障制度の充実	大分市国民健康保険事業財政健全化計画	本市の国民健康保険事業における財政の健全化を図ることを目的として策定された計画です。 国保財政の累積赤字解消を図るため、具体的な数値目標を掲げるなかで医療費の適正化対策、収納率の向上対策などの取組を計画的に推進します。
		大分市保健事業実施計画（データヘルス計画）	健康・医療情報等を活用しPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための計画です。 具体的な数値目標を掲げる中で、健康寿命（お達者年齢）の延伸を目指し、生活習慣病対策をはじめ、健康増進・重症化予防に関する取組を計画的に推進します。
	第2章 第1節 健康づくりの推進	第2期いきいき健康大分市民21	平成14年に策定した「いきいき健康大分市民21」の継続計画です。 この計画は全ての市民が心豊かで満足できる人生を全うすることができるように、市民一人ひとりの力と社会全体の力を合わせて、健康で生きがいあふれる健康都市大分の実現を目指すことを基本理念に、平成34年度を目標年次とし、これまでの取組からの課題を踏まえ、5つの基本的な方向性ごとに今後の取組や目標設定についてまとめています。
		第2期大分市食育推進計画	食育基本法に基づく市町村食育推進計画として、地域特性を生かした食育の取組を総合的かつ計画的に推進するために策定したものです。 市民一人ひとりが健康で幸せに生きるための「食べる力」を育てていくことを目指し、5つの分野ごとに行動指針や目標、取組を示しています。
	第2章 第2節 地域医療体制の充実	大分市新型インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザ等が発生した場合に、感染の拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること、また、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるように対応することを目的として、新型インフルエンザ等特別措置法第8条の規定に基づき本市における対策を定めています。
	第3章 第1節 人権教育・啓発及び同和対策の推進	大分市人権教育・啓発基本計画	人権尊重社会の実現に向けた本市の基本的な考え方、各分野の現状と課題、それに対する具体的な取組などを明らかにするものです。 市民と行政が一体となって、家庭、地域社会、学校、職場などあらゆる場における人権教育・啓発を推進するとともに、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、様々な人権問題の課題解決に向けた計画的かつ効果的な施策の推進を図ることとしています。
	第3章 第2節 男女共同参画社会の実現	大分市第2次おおいた男女共同参画推進プラン	男女共同参画社会の実現に向け、施策を総合的かつ具体的に展開するための基本となる計画です。 5つの重点項目や計画達成のための指標を設定するとともに、市の取り組むべき施策と併せて、市民、事業者の取組を掲げ、市民と行政が協働して男女共同参画社会の実現を推進するものです。
第5章 健全な消費生活の実現	大分市消費生活推進プラン	消費者の権利の尊重と自立支援を基本理念とした「大分市消費生活条例」の制定を受け、今後の取り組むべき消費生活に関する施策の概要を定め、総合的かつ計画的な消費生活の推進を図ることを目的としており、今後の消費者施策の方向性や取組を明らかにするものです。	

部	施策名	関連計画	計画の概要
第2部 教育・文化の振興	第1章 第1節 生きる力をはぐくむ学校教育の充実	大分市教育ビジョン	本市教育の一層の振興を図るため、教育委員会が所管する施策や事業等を総合的・体系的に示した計画です。 「大分市教育大綱」の趣旨を反映させるとともに、地方公共団体が策定する「教育振興基本計画」として位置付けるものです。
		大分市幼児教育振興計画	幼児教育の指針となる計画です。 「幼児の豊かな心と夢を共にはぐくむ教育の推進」の実現を目指し、明日の大分市を担う「幼児期にふさわしい豊かで楽しい毎日を自らつくりだそうとする大分っ子」をはぐくむ事業を展開するとともに、進捗状況やその成果を検証しながら、より良い幼児教育を推進することとしています。
	第1章 第2節 子どもたちの学びを支える教育環境の充実	大分市教育ビジョン	※第1章第1節に記載
		大分市公共施設等総合管理計画	本市の保有する公共施設等の適正な維持管理を長期的な視点で計画的に行っていくための計画です。 今後、公共施設等の維持管理や修繕・更新に多額の経費が必要になることが見込まれるとともに、人口減少などによる社会情勢の変化に対応するため、4つの基本方針及び分野別方針に基づき、公共施設のマネジメントに取り組むこととしています。
	第1章 第3節 社会教育の推進と生涯学習の振興	大分市教育ビジョン	※第1章第1節に記載
		大分市人権教育・啓発基本計画	※第1部に記載
		大分市生涯学習推進計画	市民一人ひとりが、あらゆる機会にあらゆる場所で学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会を実現するための基本的な考え方や方向性を示した計画です。 本計画は「大分市教育ビジョン」の基本構想との整合を図りながら、社会教育の推進と生涯学習の振興を目指すこととしています。
		大分市子どもの読書活動推進計画	「子どもの読書習慣の形成」と「子どもの読書活動を支援する環境の整備」を目標に、子どもの読書活動の推進を図る計画です。 家庭、地域、保育施設・幼稚園、学校、市民図書館における子どもの読書活動の推進に向けたこれからの取組を示しており、目標値や施策の方向性などを定めています。
		大分市公共施設等総合管理計画	※第1章第2節に記載
		大分市教育施設整備保全計画	※第1章第2節に記載
	第2章 個性豊かな文化・芸術の創造と発信	大分市教育ビジョン	※第1章第1節に記載
		大分市文化・芸術振興計画	本市の文化・芸術振興の指針となる計画です。 市民と行政が一体となって、本市の多彩で多様な文化・芸術のさらなる振興を図るとともに、様々な生活シーンに、文化・芸術の有するパワーを最大限に生かすことで、このまちに住むことを誇りに思えるまちづくりを目指すこととしています。
	第3章 スポーツの振興	史跡大友氏遺跡整備基本計画(第1期)	国指定史跡である大友氏遺跡の適切な整備手法の設定、学習交流施設の設置、隣接地と連携した整備などの基本的な考え方をまとめ、事業を円滑に推進するための計画です。
		大分市教育ビジョン	※第1章第1節に記載
		大分市スポーツ振興基本計画	市民一人ひとりが生涯にわたって良好なスポーツとの関わり合いが可能となるよう、生涯スポーツ社会の実現に向けて、多様なスポーツ環境の整備を推進するために策定した計画です。
		大分市公共施設等総合管理計画	※第1章第2節に記載
	第4章 国際化の推進	大分市教育施設整備保全計画	※第1章第2節に記載
		大分市国際化推進計画	市民との連携により、本市の個性や魅力を生かした国際化を推進するための計画です。 広く市民がグローバル化のメリットを享受できるように、多様な文化とあらゆる国籍の人々との共生や国際交流、国際協力を通じて国際化を担う人づくりに努めることとしています。

大分きれいな100選



「戸次本町街づくり推進協議会」

部	施策名	関連計画	計画の概要
第3部 防災安全の確保	第1章 第1節 防災・危機管理体制の確立	大分市地域防災計画	市民の生命、身体及び財産を災害から守り、日常生活の安全性を確保するため、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市域における災害対策を定める計画です。 防災関係各機関の協力のもと総合的な計画を定め、災害対策諸活動の一元化と円滑化を図り、もって防災の万全を期することを目的としています。
		大分市国民保護計画	武力攻撃等から市民の生命、身体及び財産を保護し、また、市民生活及び経済に及ぼす影響を最小限にするため、国民保護法第35条の規定に基づき、市の責務を明確にし、関係機関との連絡体制の統一を図り、国民保護措置を的確かつ迅速に行うことを目的とした計画です。
		大分市耐震改修促進計画	阪神・淡路大震災をはじめ、全国各地で大型の地震が頻発しており、昭和56年6月1日に施行された「新耐震基準」に適合していない建物の被害が懸念されることから、安全・安心なまちづくりを推進するため、旧耐震基準で建築された既存建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進していくことを目的としています。
	第1章 第2節 治山・治水対策の充実	大分市国土利用計画	市域における土地利用の長期的構想として、土地利用行政の指針となる計画です。 都市づくりの基本理念及び将来像、都市づくりの方針、目標年次、目標人口を明らかにして、土地利用や都市施設の整備、市街地整備、自然環境の保全、環境・景観形成、防災など都市づくりに関する基本的な方針を定めています。
	第2章 第2節 交通安全対策の推進	第10次大分市交通安全計画	道路交通並びに鉄道交通の安全性を確保するため、交通安全対策基本法第26条第1項の規定に基づき、平成28年度から平成32年度までの5年間に講ずべき交通安全対策に関する施策を定める計画です。 関係機関との連携を図りながら各種の施策を実施するとともに、市民との協働のもと、その効果を高めることとしています。
		大分市自転車利用基本計画	「バイシクルフレンドリータウン～自転車が似合うまち」の創造に向けて、自転車を生かした特色あるまちづくりを総合的、計画的に推進するための計画です。 環境問題や健康問題、渋滞対策などの交通問題の解消を目指すとともに、ルール・マナーの啓発や自転車利用環境の整備、放置自転車対策、観光・地域振興なども視野に入れた施策を推進することとしています。
		大分市自転車走行空間ネットワーク整備計画	「大分市自転車利用基本計画」に基づき、安心・安全・快適に走行できる環境づくりと意識づくりをハード、ソフト両面から進めることを目的に策定した計画です。 また、道路管理者や教育委員会など関係者で組織する大分自転車走行空間ネットワーク整備推進協議会にて、当計画の実施状況などについて進行管理するよう規定しています。

部	施策名	関連計画	計画の概要
第4部 産業の振興	第1章 第1節 工業の振興	大分市商工業振興計画	「大分市総合計画」に基づき「にぎわいと活力あふれる豊かなまち」をめざすまちの姿とし、本市の商工業振興を総合的かつ計画的に推進するための指針を定めた計画です。
	第1章 第2節 農業の振興	大分市農業振興基本計画	「大分市総合計画」に基づき、「市民とともに歩み、育む都市型農業の創造」を目標像として、なりわい・いきがい・ふれあい農業の振興を目指しています。
		大分市地産地消促進計画	「大分市農業振興基本計画」の個別計画として、地産地消をこれまで以上に促進していくための行動指針を定めた計画です。
		大分市国土利用計画	※第3部に記載
	第1章 第3節 林業の振興	大分市森林整備計画	森林法に基づき、森林の整備に関する基本的事項、森林施策の共同化の促進に関する事項等について掲載した計画です。
		大分市国土利用計画	※第3部に記載
	第1章 第4節 水産業の振興	大分市水産基本計画	本市の水産に関する基本的な方針を定める計画です。 つくり育てる漁業の促進や、漁業生産基盤・水産物供給体制の整備の方向性を定め、本市の水産業の持続的発展を目指しています。
		大分市国土利用計画	※第3部に記載
	第2章 第1節 商業・サービス業の振興	大分市商工業振興計画	※第1章第1節に記載
		大分市中心市街地活性化基本計画	中心市街地の活性化に関する基本的な方針を定め、実施する計画です。 中心市街地の商業の活性化、来街者の増加、滞在時間の増加を目標とし、大きく変化するまちに対応した取組を総合的かつ一体的に推進します。
	第2章 第2節 流通拠点の充実	大分市商工業振興計画	※第1章第1節に記載
	第3章 安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実	大分市商工業振興計画	※第1章第1節に記載
	第4章 魅力ある観光の振興	大分市観光振興計画	「大分市総合計画」に基づき、「魅力ある観光の振興」を具体化するための基本的な計画です。 市民・企業・NPO法人等の団体・行政が一体となって魅力ある都市をつくるための共通目標・指針としています。

部	施策名	関連計画	計画の概要
第1章 第1節 計画的な市街地の形成	大分市都市計画マスタープラン		本市の将来像を描き出し、その実現に向けた都市計画の基本的な方針を定めた計画です。都市づくりの基本理念及び将来像、都市づくりの方針、目標年次、目標人口を明らかにして、土地利用や都市施設の整備、市街地整備、自然環境の保全、都市環境・景観形成、都市防災など都市づくりに関する基本的な方針を定めています。
	大分市国土利用計画		※第3部に記載
	大分市景観計画		景観に関する基本的な方針を定める計画です。 本市の良好な景観の保全、これと調和した美しく風格のあるまちづくりの推進及び潤いのある豊かな生活環境の創造を図り、もって市民生活の向上及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的としています。
	大分市公共施設等総合管理計画		※第2部に記載
	大分市バリアフリー基本構想		※第1部に記載
	大分市地籍調査実施基本計画		災害時における円滑な復旧・復興のため、計画的な地籍調査の実施方針を定めた計画です。国土調査法に基づく地籍調査事業の再開に伴い、地震による津波災害が想定される地域から優先的に実施するなど、効率的な事業の推進を図ることとしています。
	大分都市圏総合都市交通計画		現在の交通状況や課題を踏まえ、解決に向けた長期的な将来像と、その実現に向けた基本的な方針を定めた計画です。 計画全体の将来像や実現に向けた基本方針、施策展開、目標年次、指標などを明らかにして、幹線道路網の整備や公共交通サービスの向上など、これからの都市交通に関する基本的な方針を定めています。
	大分市耐震改修促進計画		※第3部に記載
	大分市橋梁・トンネル等長寿命化修繕計画		本市が管理する道路インフラ（橋梁・横断歩道橋・トンネル・大型ボックスカルバート・道路附属物）の長寿命化に向けて、対策優先順位や対策方法を明確にする計画です。「対症療法型」から「予防保全型」の維持管理へ転換することにより、利用者の安全・安心を確保するとともに、将来にわたるインフラ機能の確保、維持管理トータルコストの縮減・平準化を図ることを目的としています。
	大分市中心市街地活性化基本計画		※第4部に記載
第1章 第2節 交通体系の確立	大分市都市計画マスタープラン		※第1章第1節に記載
	大分都市圏総合都市交通計画		※第1章第1節に記載
	大分市バリアフリー基本構想		※第1部に記載
	大分市自転車利用基本計画		※第3部に記載
大分市自転車等駐車場整備計画		「大分市自転車利用基本計画」に基づき、安心・便利に停められる空間づくりとして、駅周辺等の放置自転車対策や駐輪場需要のある中心市街地等の自転車等駐車場整備を進めるための計画です。	
第1章 第3節 地域情報化の推進	大分市地域情報化計画		市民生活全般にわたって情報化を進める地域情報化について、本市の方向性を示すとともに、その実現に向けた各種施策を掲載した計画です。 基本理念である「ICTで実現！ 快適都市おいた」の実現を目指し、5つの目標を設定し、具体的な施策を展開していくこととしています。
	大分市水道事業基本計画		将来にわたって安全・安心、信頼の水道を維持し持続可能な事業運営を確立するために、水道事業のあるべき姿と進むべき方向性を示した計画です。 基本理念である「未来へ！安心を引き継ぐしなやかな大分の水道」の実現を目指し、「安心」、「強靱」、「持続」の3つの視点から具体的な取組を示しています。
第2章 第1節 水道の整備	大分市公共施設等総合管理計画		※第2部に記載
	大分市都市計画マスタープラン		※第1章第1節に記載
第2章 第2節 下水道の整備	大分市公共下水道事業基本計画		個々の地域に関する自然的条件や社会的条件を考慮し、将来の地域の状況に対応した長期的な下水道の骨格を定めた計画です。 具体的には、施設計画（管渠の口径、ポンプ場・処理場の大きさ等）を決定する際に必要となる、計画諸元（計画人口、計画区域、計画汚水量、計画汚濁負荷量、降雨強度式及び流出係数など）等を定めています。
	大分市公共施設等総合管理計画		※第2部に記載
	大分市都市計画マスタープラン		※第1章第1節に記載
第2章 第3節 安全で快適な住宅の整備	大分市住宅マスタープラン		住宅政策に関する基本的な方向を定めた計画です。 「希望と元気がわいてくる、笑顔ひろがる快適な住まいへ」を基本理念とし、その実現に向け、住宅政策上の課題を踏まえながら3つの基本目標を掲げるとともに、具体的施策の指針を示しています。
	大分市公共施設等総合管理計画		※第2部に記載
	大分市公営住宅等長寿命化計画		公営住宅等の需要に的確に対応できるよう、老朽化した公営住宅等の効率的かつ円滑な更新を行うための計画です。 公営住宅等の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを縮減するとともに、安全で快適な住まいを長期にわたって確保することを目的としています。
	大分市耐震改修促進計画		※第3部に記載
	大分市バリアフリー基本構想		※第1部に記載
第2章 第4節 公園・緑地の保全と活用	大分市都市計画マスタープラン		※第1章第1節に記載
	大分市緑の基本計画		緑地の保全、緑化の推進、市民参加を3つの柱としてそれぞれの方針、施策を定めた、緑に関する総合的な計画です。
	大分市公共施設等総合管理計画		※第2部に記載
	大分市公園施設長寿命化計画		本市における公園施設の計画的な維持管理の方針や長寿命化対策を定め、公園施設の安全性確保と機能保全を図りつつ、維持管理予算の縮減や平準化を図ることを目的とした計画です。
	大分市バリアフリー基本構想		※第1部に記載

部	施策名	関連計画	計画の概要
第6部 環境の保全	第1章 豊かな自然の保全と緑の創造	大分市環境基本計画	環境の保全と創造に向けた施策の総合的・計画的な推進、役割分担に基づいた市民、事業者、行政の取組を推進するための基本指針を定めた計画です。
		大分市緑の基本計画	※第5部に記載
		大分市景観計画	※第5部に記載
		大分市街路樹景観整備計画	街路樹の整備方針を定める計画です。 緑の保全や良好な都市景観の形成を図る観点から、街路樹の計画的な植樹など、街路樹のきれいなまちづくりを推進するための方針を定めています。
		大分市国土利用計画	※第3部に記載
	第2章 第1節 廃棄物の適正処理	大分市環境基本計画	※第1章に記載
		大分市一般廃棄物処理基本計画	一般廃棄物の処理に関する計画です。 ごみの発生抑制、減量化、再資源化を行うことにより、市民・事業者・行政が一体となった総合的かつ計画的な事業展開の指針となるごみ処理行政の方針と手順を定めています。
		大分市産業廃棄物適正処理指導計画	産業廃棄物の適正処理を推進するための指導に関する計画です。 排出事業者、処理業者、市民並びに行政が相互に連携を図り、産業廃棄物の減量化・資源化及び適正処理を一層推進するための指針を定めたものです。
		大分市公共施設等総合管理計画	※第2部に記載
	第2章 第2節 清潔で安全な生活環境の確立	大分市食品衛生監視指導計画	食品衛生に関する監視指導の実施に関する計画です。 食品衛生の向上や食品の安全性を確保するために行う食品衛生監視指導は、重点的かつ効果的な監視指導の実施を通じて、食品衛生上の危害の発生を未然に防止し、食品の安全性を確保することにより、市民等の健康の保護を図ることを目的としています。
	第2章 第3節 公害の未然防止と環境保全	大分市環境基本計画	※第1章に記載
	第2章 第4節 地球環境問題への取組	大分市環境基本計画	※第1章に記載
		大分市地球温暖化対策実行計画	市域の温室効果ガス排出量の削減目標を掲げ、市民・事業者・行政の取組を示すとともに、その取組を後押しするために本市が進める施策を明らかにした計画です。

2. 大分市総合計画見直し方針

1. 総合計画見直しの趣旨

本市は、平成17年1月1日の旧佐賀関町、旧野津原町との合併により、新たに加わった魅力をいかし、新時代のまちづくりの方向性を明らかにする指針として、平成19年（2007年）に平成28年（2016年）を目標年次とする大分市総合計画を策定しました。

この計画は、大きく変化する社会経済情勢の中であって、本市がめざすまちの姿（都市像）の実現に向けた施策の大綱を明らかにしたものであり、掲げられた諸施策を着実に推進させることにより、自主・自立のまちづくりに取り組んできました。

しかしながら、急速に進む少子高齢化の波はとどまることを知らず、本市においても総人口に占める65歳以上の高齢者の割合が4分の1に達しようとしています。人口構成の変化に伴う生産年齢人口の減少は、地域の存立基盤に深刻な影響を及ぼしており、農林水産業をはじめとする産業の担い手不足による地域経済の停滞や災害時における市民相互の支援体制の弱体化など、本市の活力低下を招く看過できない問題を生じさせることが懸念されています。また、本市の財政状況は、社会保障関係費の増嵩などにより、今後さらに厳しさを増していくことも予想されています。

一方、地方における人口減少に歯止めをかけるべく平成26年に施行された「まち・ひと・しごと創生法」に基づいて国が推進する「地方創生」への取組みに対応するため、雇用、産業、子育て、医療、教育、防災、まちづくりなどの総合的な施策について、本市の魅力を向上させるために積極的な推進を図ることが求められています。

このように社会経済情勢が大きく変化する中で、喫緊の課題に即応するためには、効果的な施策をスピード感を持って新たに展開していく必要がありますことから、次の時代をしっかりと見据え、現行総合計画の目標年次を待たずに改定することとします。

今回の見直しにあたっては、大分市まちづくり自治基本条例の理念に基づき、現行の計画を継承できるものは継承しつつ、急速な少子高齢化の進展に的確に対応するため、将来にわたって活力ある地域社会を維持することを基本とし、自主性・主体性を発揮した施策の推進を図るとともに、近隣自治体との連携にも柔軟に対応した施策を展開していくこととします。

また、政策・施策の概要を把握しやすいよう内容の簡明化を図り、市民にわかりやすい計画となるよう心がけるとともに、各施策の展開によって達成・実現を目指す数値目標を可能な限り示すこととします。

2. 計画見直しに向けての基本的な考え方

- (1) 人口減少社会の到来をはじめとした時代の潮流を的確に踏まえ、これまでの施策のうち継承すべきものは継承し、新たに必要なのは加えて新しい時代にふさわしい魅力ある計画とします。
- (2) 大分市民意識調査や（仮称）市政懇談会等の意見を反映し、多様化する市民ニーズを的確に把握した市民本位の計画とします。
- (3) 行政評価での検証を十分に踏まえ、政策・施策の見直し、改善等が図られた計画とします。
- (4) 国や県の動向に留意するとともに、さまざまな行政課題等に対応するため、周辺市町村等との連携も視野に入れた計画とします。
- (5) 本市の各個別計画との役割分担を明確にし、各行政分野における事業の進行にも配慮した計画とします。

(6) 厳しい行財政環境の中、財政収支の中期見通しを踏まえた計画とします。

3. 計画見直しのための組織体制

(1) 総合計画検討委員会

この検討委員会は、総合計画の策定に関し広く市民の意見を聴き、協議検討しその意見を市長に提言します。

① 部会

検討委員会に総合計画に関する専門的事項を部門別に協議検討するため、部会を設置します。

② 部会代表者会議

検討委員会の部会間での調整を必要とする場合に開催します。

(2) 庁内体制

職員で構成する「企画委員会」「幹事会」「プロジェクトチーム」を通じて、総合計画の見直しに関する調査研究、資料収集、素案の作成などを行います。また、「総合調整会議」により、議会と執行部の連絡調整を行います。

(3) 市民参加

「総合計画検討委員会」で、各界各層の団体等に所属する市民に加えて、公募による市民を募るほか、若い人からの意見を反映できるよう大学生等へ参画を呼び掛けるとともに、パブリックコメントなどにより、多くの市民に計画づくりに参加してもらうものとします。

4. 計画の対象区域及び範囲

この計画は、原則として大分市区域とし、広域的配慮を必要とするときは、関係自治体を含めます。

範囲は、市が事業主体となる事業にとどまらず、必要に応じて国、県、民間等が事業主体となる事業も含めます。

5. 計画の目標年度及び計画期間

この計画の目標年度は、基本構想を平成36年度（2024年度）とし、基本計画を平成31年度（2019年度）とします。計画期間は平成28年度から目標年度までとします。

6. 計画の構成

総合計画は、大分市まちづくり自治基本条例第2条第4項の規定に基づき、「基本構想」、「基本計画」で構成することとします。

本市のまちづくりの方向が容易に理解できるよう表現などに配慮しながら、市民に分かりやすく簡明な構成に取りまとめていきます。

(1) 基本構想

大分市の将来のめざすまちの姿（都市像）を描き、これを実現するための基本的な政策の構想などをまとめます。

(2) 基本計画

基本構想を実現するための基本的な計画で、大分市の行政全般にわたる政策・施策について、総合的かつ体系的に定めます。

基本計画は、計画全体の体系や方向性等を定める総論と各分野別施策について定める各論から構成します。

3. 策定経過

総合計画見直しに係るこれまでの取組

年・月	取組内容
平成27年6月	大分市総合計画企画委員会立上げ
//	大分市総合計画企画プロジェクトチーム立上げ
//	大分市議会(平成27年第2回定例会) 大分市総合計画の見直しスケジュール等説明 (会派勉強会及び総務常任委員会)
8月	大分市総合計画策定総合調整会議 第1回会議
//	大分市総合計画検討委員会 設置 第1回全体会議開催(以降11月まで各部会会議開催)
9月	大分市議会(平成27年第3回定例会) 大分市総合計画(素案)の概要説明(全員協議会)
11月	大分市総合計画策定総合調整会議 第2回会議
12月	大分市総合計画検討委員会 部会代表者会議
//	大分市総合計画検討委員会から中間提言を受ける
//	大分市議会(平成27年第4回定例会) 大分市総合計画(素案修正案)の概要説明(全員協議会)
//	大分市総合計画企画委員会にて大分市総合計画(原案)の決定
平成28年1月	パブリックコメントの実施(平成28年1月15日～2月15日)
2月	大分市総合計画検討委員会 第2回全体会議開催
//	大分市総合計画策定総合調整会議 第3回会議
3月	大分市総合計画検討委員会から最終提言を受ける
//	大分市議会(平成28年第1回定例会) パブリックコメント及び最終提言の報告(会派勉強会及び総務常任委員会)
5月	大分市総合計画企画委員会にて最終案決定
//	大分市総合計画策定総合調整会議 第4回会議
6月	大分市議会(平成28年第2回定例会) 議案として提案
//	議決、決定

4. 大分市総合計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 大分市総合計画（以下「計画」という。）の見直し並びに大分市人口ビジョン（以下「ビジョン」という。）及び大分市総合戦略（以下「戦略」という。）の策定に関し、広く市民の意見を聴くため、大分市総合計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、計画の見直し並びにビジョン及び戦略の策定に関する事項について協議検討し、その結果を市長に提言するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員75人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 各種団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(参画依頼の期間)

第4条 参画依頼の期間は、参画依頼の日から計画が改定される日又は戦略が策定される日のいずれか遅い日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 計画の見直し並びにビジョン及び戦略の策定に関する専門的事項を部門別に協議検討するため、委員会に部会を置く。

- 2 部会は、委員長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長及び副部会長1人を置き、部会に属する委員のうちから互選により選出する。
- 4 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- 5 部会長は、部会に属する事項を掌理し、部会の会議における協議検討の経過及びその結果を委員会の会議において報告するものとする。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会代表者会議)

第8条 委員長は、部会間の調整その他の目的のため必要があると認めるときは、委員長、副委員長、部会長及び副部会長で構成する部会代表者会議を開催することができる。

(報償金等)

第9条 委員に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。ただし、委員が議会の推薦に基づき参画依頼を受けた議員である場合における報償金等については、これを支払わないものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年6月18日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、計画が改定される日又は戦略が策定される日のいずれか遅い日限り、その効力を失う。



5. 検討委員会委員名簿

※敬称略

役職	氏名	所属等
委員長	北野正剛	国立大学法人 大分大学 学長
副委員長	安部茂	弁護士

総務部会

役職	氏名	所属等
部会長	村嶋幸代	公立大学法人 大分県立看護科学大学 理事長・学長
副部会長	有松一郎	大分経済同友会 会員
	荒金一義	大分市自治委員連絡協議会 会長
	池邊泰治	有限会社 大分合同新聞社 社長室 戦略デザイン部長
	川野恭輔	株式会社 大銀経済経営研究所 調査企画部 次長兼主席研究員
	長谷尾雅通	大分県中部振興局長
	藤田敬治	大分市議会 総務常任委員会 委員長

市民福祉部会

役職	氏名	所属等
部会長	仲嶺まり子	学校法人 別府大学短期大学部 初等教育科 教授
副部会長	阿部俊作	社会福祉法人 大分市社会福祉協議会 常務理事
	大久保亜由美	学校法人 別府大学短期大学部 学生
	小野ひさえ	大分市消費者団体連絡協議会 会長
	木村幸二	大分市身体障害者福祉協議会連合会 会長
	倉掛賢裕	大分市議会 子ども育成・行政改革推進特別委員会 委員長
	塩月まどか	プレイバックシアター Once
	杉崎良春	大分市老人クラブ連合会 会長
	杉村忠彦	社団法人 大分市連合医師会 会長
	土屋茂	大分市健康推進員協議会 会長
	二宮博	大分市議会 厚生常任委員会 委員長
	淵芳包	大分市民生委員児童委員協議会 副会長
	村井綾	naanaパートナー代表

教育・文化部会

役職	氏名	所属等
部会長	伊藤 安浩	国立大学法人 大分大学 教育福祉科学部 教授
副部会長	於保 政昭	公立大学法人 大分県立芸術文化短期大学 美術科 講師
	石橋 紀公子	大分市スポーツ少年団 副本部長
	太神 みどり	特定非営利活動法人 大学コンソーシアムおおいた 事務局長代理
	小野 昭三郎	大分市青少年健全育成（連絡）協議会
	高橋 泰夫	臨床心理士（スクールカウンセラー）
	中本 卓志	一般公募市民
	平本 泉	社会教育委員
	分藤 貴弘	大分市PTA連合会 会長
	帆 秋誠悟	大分市議会 文教常任委員会 委員長
	八坂 千景	NPO法人デンクパウゼ 代表

防災安全部会

役職	氏名	所属等
部会長	田中 孝典	独立行政法人 国立高等専門学校機構 大分工業高等専門学校 教授
副部会長	和泉 志津恵	公益財団法人 大分県交通安全協会 評議員
	安倍 雅宏	大分中央警察署 地域官兼交通官
	安東 健治	大分市消防団 第4方面隊長
	上田 秀樹	九州電力株式会社 大分支社 大分電力センター計画管理グループ 課長
	岡山 尚弘	自衛隊大分地方協力本部 別府駐屯地第41普通科連隊 第4中隊長
	河野 淳	一般公募市民
	高野 博幸	大分市議会 地域活性化対策特別委員会 委員長
	鳥居 登貴子	大分市消防団 女性分団 副分団長
	花宮 廣務	大分県防災アドバイザー
	幸 紀人	大分市ボランティア連絡協議会 会長

大分きれいの100選



「万年橋」

産業部会

役職	氏名	所属等
部会長	矢野 利幸	大分商工会議所 副会頭
副部会長	岡野 祐介	日本貿易振興機構（ジェトロ）大分貿易情報センター 所長
	安部 英助	おおいた森林組合 代表理事専務
	磯田 満	大分市工業連合会 会長
	井上 昌美	国立大学法人 大分大学 産学官連携推進機構 産学官連携部門 准教授
	荻本 正直	大分市議会 経済常任委員会 委員長
	坂井 伊智郎	大分県漁業協同組合 佐賀関支店長
	佐藤 泰副	大分市農業委員会 会長
	園田 孝吉	大分市商店街連合会 副会長
	高倉 大暉	学校法人 文理学園 日本文理大学 学生
	早瀬 康信	一般社団法人 大分市観光協会 専務理事
	松尾 竜二	連合大分大分地域協議会 議長
	吉岩 寿和	大分瓦斯株式会社 大分営業所 所長

都市基盤部会

役職	氏名	所属等
部会長	吉村 充功	学校法人 文理学園 日本文理大学 工学部建築学科 教授
副部会長	武田 浩	株式会社 日本政策投資銀行 大分事務所長
	安藤 万葉	国立大学法人 大分大学 学生
	板倉 永紀	大分市議会 建設常任委員会 委員長
	小林 宰	九州旅客鉄道株式会社 大分支社 取締役大分支社長
	利光 正臣	大分県建設業協会大分支部 支部長
	西 貴之	一般社団法人 大分青年会議所 2015年度理事長
	久田 成昭	国土交通省九州地方整備局 大分河川国道事務所長
	脇 紀昭	一般社団法人 大分県バス協会 専務理事

環境部会

役職	氏名	所属等
部会長	安田 幸夫	学校法人 文理学園 日本文理大学 工学部航空宇宙工学科 教授
副部会長	桑野 恭子	認定指定NPO法人 地域環境ネットワーク
	阿部 みどり	公益社団法人 大分市薬剤師会 専務理事
	池永 麻里	NPO法人 アシスト・パル・オオイタ
	北川内 眞也	一般公募市民
	国宗 浩	大分市議会 総合交通対策特別委員会 委員長
	鈴木 由美	生活協同組合コープおおいた 理事
	村谷 恭次	一般社団法人 大分県産業廃棄物協会 事務局次長

※所属等は委員就任当時のもの

6. 大分市総合計画の見直し等に関する提言

(大分市総合計画検討委員会最終提言) 平成28年3月1日

1 はじめに

現在、大分市では人口構成の変化に伴う生産年齢人口の減少による地域経済の停滞や地域コミュニティ機能の低下など、将来に大きな影響を及ぼすさまざまな問題が懸念されている。さらに、国立社会保障・人口問題研究所の推計による人口減少社会の到来が、大分市でもいよいよ現実のものとなっており、社会情勢の大きな変化に直面している。

このため、大分市の行政運営については、国が重要政策として掲げている地方創生への取組に対応し、総合的な施策について、大分市の特性を最大限に生かしながら、積極的に推進することが求められている。

また、さらなる地方分権改革の進展や国と地方による不断の行政改革の実行が求められており、今後は、多様な主体との連携を積極的に行いながら、自らの発想により、個性を生かし自立したまちづくりを行う必要がある。

こうしたなか、本委員会は、平成27年8月31日に市民74名が委嘱を受け、大分市の行政運営における最上位の計画である「大分市総合計画」について、7つの分野に分かれ、それぞれの部会において検討を開始した。委員は、大学生を含むさまざまな年代や各界の専門的な分野に精通する市民及び一般公募の市民で構成され、それぞれの立場からこれからの大分市の在り方について、将来を見据えた真摯な議論を重ね、それぞれの部会の意見をまとめ、平成27年12月2日に中間提言として報告したところである。

中間提言の趣旨は、市が意見募集のために公表した「大分市総合計画（原案）」においても考慮されているが、本委員会では、それを基に、意見募集で得られた市民の声を踏まえるなかで、さらに検討を重ねた。

その結果、新しい総合計画は、市民にとって実感を伴ったものになるよう、市民ニーズを的確に把握しながら、実効性のある計画とする必要があるという結論に達した。審議の過程においては、時代の変化に伴う課題の克服に向けた観点から、新しい時代のまちづくりの方向性を踏まえた多くの意見やさまざまなアイデアが出された。

これらを基に、最終提言として改めて意見を付すことにより、市民と行政が一体となって地域の活力と魅力を最大限に引き出せるまちづくりを進めていけるよう、これらの意見が新しい総合計画に生かされることを強く希望するものである。

なお、人口減少社会の克服に向け、地域の特徴を生かした自律的で持続可能な社会の創造を実現するために必要な「大分市総合戦略」及び大分市の人口の現状分析と将来を展望する「大分市人口ビジョン」についても、あわせて検討を行い、必要な提言を行うものである。

2 大分市の目指す方向について

(1) 現状と課題

現在の大分市を取り巻く社会情勢と課題を見たとき、これから大分市が目指していく方向性を定めるに当たり、次の3つの事項について特に注意を払う必要がある。

まず、第1に、少子高齢化の進展や人口減少社会の到来によりさまざまな課題が懸念されるなかで、出生数を増やし、合計特殊出生率を高めることなど、理想的な目標を掲げているが、



目標達成に向けた対策を具体的に講じていかなければスローガンと掛け声だけに終わってしまうおそれがある。その対策の前提として、女性や若者が個々の能力を伸ばすための学習や仕事上の技能の習得に励むことと、結婚・出産・子育てが両立できる社会の仕組みづくりが必要である。

第2に、人口の減少は、地区別に見ると佐賀関地区や野津原地区、大南地区など市内周辺部ですでに進行しており、その結果、地域コミュニティの維持が困難になるなど、地域ごとに深刻な状況が見受けられる。こうした課題を克服し、それぞれの地域で市民が主体となったまちづくりを進めるためには、行政が地域の実情を的確に把握し、効果的な支援に結びつけることが必要である。

第3に、本格的な分権時代の到来により、個性豊かで自立したまちづくりを行うことが求められており、そのためには、大学や企業、NPO団体など多様な団体との連携を積極的に行うことで、大分市の魅力をさらに引き出し、活力を生み出すことが重要である。また、県都あるいは中核都市としての大分市には、周辺自治体を含めた広域的な発展のために中心的な役割を担う責任も有しており、それぞれの住民が安心して暮らせる地域づくりのために、周辺自治体との密接な連携による効率的で効果的な行政サービスの提供が求められている。

(2) めざすまちの姿について

大分市がめざすまちの姿を考えるに当たっては、これまで「ともに築く 希望あふれる 元気都市」という都市像を掲げて進めてきたまちづくりに加え、今後待ち受けている人口減少社会の到来に立ち向かうとする姿や大分市が有するあらゆる資源やポテンシャルを最大限に生かし、時代の変化に適応した、新しい視点や方向性に基づいたまちづくりの在り方を考えなければならない。

次の4点は、中間提言においても、本委員会が考える方向性として示したところであるが、今後の大分市のめざすまちの姿として考慮すべきである。

① 夢の実現ができる社会の構築

市民一人ひとりがいきいきと暮らしていくためには、だれもが将来に夢を描き、自主的、自立的に行動して育ち、その夢を実現することができる社会を構築する必要がある。

② 安全・安心を実感できる社会の実現

だれもが安全・安心を実感できる暮らしやすい社会の実現に向け、人と人とのつながり、地域と地域とのつながりなど、今後もさまざまな場面での「つながり」を市民が主体となって築いていく必要があり、行政にはそのための土台づくりが求められている。

③ 創造都市としての個性と魅力の創出

大分市固有の文化・芸術を地域振興、観光・産業振興等に領域横断的に活用することにより、文化・社会・経済の相乗効果を生み出し、創造都市大分としての個性と特色のある新たな魅力を創出するまちづくりが必要である。

④ 交通結節都市としての発展

九州各都市と本州・四国地方とを結ぶ交通の要衝としての地の利を生かし、拠点性を発揮できる戦略的なまちづくりを進めることで、将来にわたり、県都として、さらにはアジア太平洋地域の国際交流拠点としての役割を果たしていくことが求められている。

これからの大分市は、市民が夢の実現に向かって育ち、人のつながりや地域のつながりを大切に、豊かな創造性があふれるまち、そして、地域間交流の拠点としての活力とにぎわいのあるまちとなるよう、新しい総合計画に掲げる「めざすまちの姿（都市像）」は、これらの視点や方向性に沿ったものとなることを希望する。

3 今後の市政運営の基本姿勢について

めざすまちの姿（都市像）を実現するためには、市民のだれもが大分市の将来に希望を持ち、市民生活の質を維持・向上させることが前提となることから、アンケート調査などを通じて地域の実情やそこに住まう市民ニーズを的確に把握し、行政が地域コミュニティ活動へこれまで以上に積極的に関わっていくことが重要となってくる。

そのためには、市民に身近で地区拠点としての役割を担う支所・出張所の裁量権を充実させることで、その地区の住民活動を後押しするような制度・組織体制の整備が可能となるような計画策定が望まれる。

また、大分市まちづくり自治基本条例では、市民の幸せな暮らしの実現を目指すため市民主体のまちづくりを行うことが基本理念として謳われており、行政には、市民が夢の実現に向けて取り組むさまざまな活動を後押しするための施策が求められており、そのことは、地域の持つポテンシャルを引き出し、ひいては大分市全体として個性的で活力に満ちた魅力あるまちづくりを推進することにつながるものと考えられる。

さらに、少子化の進行や人口減少社会の到来を見据えたまちづくりを進めていくに当たっては、結婚・出産・子育てに「温かい社会」や定住人口を増やすための安全・安心な「住みやすい社会」の実現が重要である。その認識の上に立ち、妊娠前後の支援や保育事業・教育環境の充実など、人口減少に歯止めをかけるための具体的な施策を掲げ、着実に実行していくことが必要である。

4 各政策分野における課題と対策について

【1】市民福祉の向上

(1) この分野における課題について

わが国における急速な少子高齢化の進展や人口減少社会の到来に伴い、社会構造が大きく変化するなか、大分市においても、その影響を受け、市民ニーズが複雑・多様化しており、とりわけ、市民福祉の分野における課題は山積している状況にある。

まず、少子化の進行や、共働き家庭の増加などによる保育需要の高まりなど、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化しているなか、今後、大分市の未来を担う子どもたちが健やかでいきいきと育っていくためには、社会全体で子ども・子育て支援体制の構築を図り、環境の整備を進める必要がある。

一方で、高齢化等の影響を受け、医療、介護などの社会保障関係費が全国的に増加傾向にあるなか、大分市の市民一人当たりの医療費が全国平均を上回り、中核市の中でも高い水準に位置していることから、こうした市民一人ひとりの負担をいかに軽減していくかが課題である。

また、個々の価値観の多様化や人間関係の希薄化により、地域における相互扶助機能が低下していることから、地域コミュニティのさらなる活性化を図ることが重要である。

さらには、生活の質や心の豊かさを重視する市民意識が高まり、地域における福祉サービスに対するニーズが複雑かつ多様化していることから、このような市民意識に対応した地域福祉施策が求められている。

市民福祉の目指す姿は、一人ひとりが、人権を尊重し、互いに認め合い、だれもが住み慣れた地域

で生きがいを持って、健やかでいきいきと安心して暮らしていける地域社会の実現である。そのためには、前述の課題に対し、以下のような施策展開を図っていくことが望まれる。

(2) 解決のための施策展開について

前述の課題を解決するためには、市民福祉の各分野での施策において、市が市民や団体との連携を強化し、一体となった取組を推進することが不可欠であり、以下に示す視点から施策展開を考える必要がある。

① 社会全体による子ども・子育て支援の充実

子ども・子育て支援の充実を図る上で必要な要素は「地域住民との連携」である。核家族化や、人間関係の希薄化により、家庭で乳幼児等を抱える保護者が孤立しがちになる現在においては、身近な地域での子どもや子育てへの支援に関する重要性が高まっている。特に、地域における経験豊かな高齢者は貴重な存在であり、その経験を有効に生かす取組が求められるところである。

また、子育てと同様に、保護者自身の親としての成長を支援する「親育ち」に関する取組も重要である。保護者が地域行事などに積極的に参加することは、自らの子だけでなく、多くの子どもの育成に寄与すると考えられ、そのための情報提供や交流の機会の充実など、地域との関わりを通しての親子の成長を支援する行政の取組が望まれる。

子育て家庭が身近な地域で安心して暮らし、子育てと親育ちの両立が可能となるためには、こうした社会全体による環境づくりの推進が必要である。

② 健康寿命の延伸に向けた健康づくりの推進及び在宅医療体制の充実

前述のような「地域住民との連携」による取組を推進するためには、高齢者が元気であることが不可欠であり、健康寿命の延伸が望まれる。

この健康寿命の延伸に向けては、高齢者に限らず、市民一人ひとりが若いころから健康づくりに取り組む意識の高揚を図ることが重要であり、ライフステージに合わせた健康相談や健康教育を充実させるとともに、さまざまな団体との連携を強化し、運動や食育を推進することが求められる。

また、団塊の世代が75歳以上となる10年後を見据え、多くの市民が住み慣れた地域で療養できるよう、在宅医療体制の充実を図る必要がある。そのためには、医療、保健、福祉などの多職種による連携体制の構築が重要となる。

こうした高齢者に対する取組の積み重ねが、健康寿命の延伸はもとより、医療や介護などの社会保障関係費の抑制につながり、ひいては市民一人ひとりの精神的・経済的負担の軽減に寄与すると考えられる。

③ 地域リーダーの創出、育成による地域コミュニティの活性化

大分市においては、これまで地域コミュニティの再生に向けさまざまな取組を進めるなかで、地域活動が活発化するなど、着実に「地域力」が向上してきたと考えられるが、人間関係の希薄化などにより、活力の低下している地域もまだ多く存在している実情が見受けられる。

地域の活力が低下している要因として挙げられるのが、担い手となる人材の不足であり、これを克服するために、地域を牽引するリーダーの創出、育成を図ることが肝要である。

こうした地域のリーダーの創出、育成に当たっては、若い世代による地域活動への参画が不可欠となるが、そのためには、市民・事業者・行政が一体となって「自分たちのまち自分たちでつく

る」という気運を高めるとともに、地域コミュニティ活動の場を整備するなど、地域の活力と魅力を最大限に引き出すことが求められる。

地域コミュニティについては、このような課題を踏まえた上で、これまでの取組を深化させる意味においても、さらなる活性化を推進していくことが重要であるとする。

④ 生活上のさまざまな課題に応じた施策による市民福祉のさらなる向上

人権尊重社会の形成に向けては幅広い市民の理解が不可欠であり、あらゆる場での教育・学習機会の充実を通して、人権教育・啓発や男女共同参画を推進するなど、全ての人がその個性と能力を十分に発揮できる社会づくりを進める必要がある。

また、障がい者（児）福祉の充実に向けては、だれもが住み慣れた地域で相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らせるよう、障がいなどを理由とする差別を解消することが不可欠である。

さらに、健全な消費生活の実現に向けては、近年の消費者トラブルが複雑多岐に渡っており、その対象も多世代に及ぶようになってきていることから、商品の表示・広告・計量等の適正化や消費者団体活動の促進を図るとともに、現在のさまざまな消費者トラブルに対応できるよう、これまで以上に消費者教育を充実するなど、消費者の自立を支援する必要がある。

これらをはじめ、市民福祉に関する施策を進める上では、生活上のさまざまな課題への的確な対応が求められるが、各分野に共通して必要となるのが「あらゆる場での教育・啓発」である。

今後、市民福祉のさらなる向上を目指すためには、単に事業活動の場を確保するだけでなく、市民一人ひとりがお互いに支え合い、助け合うことに価値観を見出せるような意識の醸成を図るための教育・啓発を地道に継続することが重要であるとする。

【2】教育・文化の振興

(1) この分野における課題について

急速な少子高齢化の波は、人口構成の変化に伴う生産年齢人口の減少、地域経済の停滞、社会保障費の増大などを招き、いかにして持続可能で活力ある社会を構築するかということが課題となっている。

また、グローバル化や情報化の進展は、人々の考え方や価値観、社会の在り方を大きく変えていることから、心の豊かさや幸福の在り方を追求する新たな社会像の模索が始まっている。

こうした社会状況の変化に伴い、教育を取り巻く環境が大きく変化するなか、変化の激しい社会を生きる力をはぐくむ学校教育の充実をはじめ、家庭教育の充実や生涯にわたって学び続けることが可能な社会づくりなど、教育に対する期待はますます高くなっている。

また、文化・芸術やスポーツは、豊かな人間性をかん養し、創造力や感性をはぐくむなど、大きな役割を担っている。加えて、まちのにぎわいづくりや地域経済の活性化など、文化・芸術やスポーツを生かしたまちづくりに対する新たな期待も高まっている。

こうしたことから、心豊かな市民生活を実現するとともに、地域の一体感を醸成し、ふるさとする誇りがもてるよう、大分市の教育・文化が、より一層充実することを期待する。

(2) 解決のための施策展開について

前述の課題を解決するためには、学校教育、社会教育それぞれを充実させ、かつ学校・家庭・地域が連携し、一体となった対策を進めることが必要である。また、次世代の文化・芸術の担い手の育

成、幼少期からスポーツに親しむ環境づくり、国際的な舞台で活躍できる人材育成など、未来を見据えたひとづくりを各分野で展開する必要がある。

① 豊かな人間性をはぐくむ学校教育の充実

教育を取り巻く環境が大きく変化するなかにあって、教育がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は、包括的に推進されなければならない。

こうしたことから、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るとともに、学校や地域の実情に応じた小中一貫教育を一層推進するなかで、児童生徒一人ひとりの確かな学力の定着・向上を図るため、きめ細かな指導や補充指導に努めるとともに、課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学びなどを通し、思考力・判断力・表現力等の育成に努めることが求められる。

また、グローバル社会に対応した国際理解教育や、児童生徒の社会的・職業的自立に向けたキャリア教育を体系的・系統的に推進するとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実も重要であるとする。

加えて、子どもたちに質の高い学びを提供する観点から、中・長期的な視点に立った学校施設環境の整備充実に努めることはもとより、さまざまな課題に適切に対応できる教職員の実践的な指導力の向上を図るとともに、多忙化する教員の負担を軽減し、子どもたちと向き合う時間を十分に確保することにも留意する必要がある。

② 家庭や地域との連携による教育の推進

地域住民等の参画を通じて、地域全体で将来を担う子どもたちを育成することが期待されていることから、学校・家庭・地域が協働し、豊かな人間性や社会性の育成に努めることが重要である。

とりわけ、いじめや不登校等の問題は、学校を含めた社会全体の課題であることから、学校教育が果たす役割に加え、家庭や地域、関係機関等の全ての大人がそれぞれの役割と責任を果たす必要があると言える。同様に、子どもの将来が家庭の経済環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもに対する支援も積極的に行う必要がある。

また、家庭教育は、基本的な生活習慣の獲得、自立心の育成、心身の調和のとれた発達などに大きな役割を担うものである。しかし、現代の社会では、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が十分に機能しない場合も少なくない。このような状況を踏まえ、家庭教育の担い手である保護者の育ちを支援するため、学習機会の提供を充実するとともに、保護者同士の交流や地域で保護者を支援するネットワークづくりを推進することが重要であるとする。

さらに、子どもの体験活動を通して、豊かな人間性や社会性をはぐくむとともに、学校・家庭・地域が連携して、子どもたちを育成するための環境づくりが望まれる。

③ 文化・芸術、スポーツ、国際交流による地域活性化

地域の特色ある文化・芸術活動を推進し、文化・芸術による地域活性化を図る観点から、大分市独自の文化・芸術の発信や、伝統的なものから現代的なものに至る多彩な文化・芸術に対する理解を深め、気運を高める取組が望まれる。とりわけ、子どもや若者が、学校や地域において質の高い文化・芸術を体験する機会を充実することで、次世代の文化・芸術の担い手や鑑賞者をはぐくむことが期待される。

また、スポーツ振興による地域の活性化や健康寿命の延伸を図るため、スポーツを通じた健康増進の意識の醸成やスポーツへの興味・関心の喚起により、だれもが身近でスポーツに親しむことの

できる環境づくりが期待される。特に、子どもがスポーツに親しむこと、とりわけ幼少期から体を動かすことが、後の運動習慣に大きな影響を与えることから、学校や地域において運動やスポーツに参加する機会を積極的に提供することが望まれる。

さらに、市民がグローバル化のメリットを享受できるよう、国際交流の機会を充実するなど、国際的な舞台で活躍できる人材育成に努めるとともに、あらゆる国籍の市民が暮らしやすい環境づくりに向け、具体的な取組を推進する必要がある。

【3】防災安全の確保

(1) この分野における課題について

東日本大震災の発生から約5年が経過し、これまでの間、大分市においても防災・減災に関するさまざまな取組が重点的に行われ、市民の防災意識の醸成が図られている。「南海トラフ巨大地震」は、今後30年以内の発生確率が70%程度とされ、最大で市内の死者が5千人、避難者は9万人を超えるとの想定があることから、本計画においては、防災安全分野はもとより、他の各分野においても、特にその対策を喫緊の課題と位置付けることが必要である。その上で、防災意識のさらなる高揚を図るため、今後とも対策を粘り強く着実に進めていくことが重要である。

また、平成26年8月には広島県で土砂災害が発生し、平成27年9月には関東・東北地方において大規模な水害に見舞われたことは記憶に新しいところである。こうした地球温暖化等による異常気象への対応も課題として視野に入れておかなければならない。

一方、少子高齢化の進展、さらには人口減少社会の到来に伴い、高齢者が関わる交通事故や特殊詐欺等の犯罪の増加のほか、地域の機能の低下が懸念される。地域における支え合い、助け合いは、日々の暮らしの安全・安心を実現するためにはもちろん、有事の際にも不可欠な要素であることから、今後とも地域の機能を維持・向上させていくことが重要である。

こうした防災安全分野における課題について、本計画において正確かつ具体的に示すことにより、行政が正しく認識することはもとより、市民自らが考えていくことを促す必要がある。その上で、課題解決に向けた的確な対策を講じなければならない。

(2) 解決のための施策展開について

課題への対策を講じるに当たっては、これまでもさまざまな防災安全に関する取組が行われていることを踏まえ、その成果をしっかりと生かすとともに、地域における先進事例の普及や多様な主体との連携により、「自分の身は自分で守る」ことを基本として、効果的な施策展開を図るという視点が不可欠である。

① 教育・啓発を軸とした防災安全に関する対策の着実な推進

「南海トラフ巨大地震」に対して、沿岸部では特に津波への対策、意識の醸成が進んでいる一方で、内陸部では地震による土砂災害等も想定されるにもかかわらず意識が希薄であることが見受けられる現状を踏まえ、引き続き、全市的に教育・啓発等の対策を講じていく必要がある。

自主防災組織については、現計画において目標を設定し、結成を促進してきたことにより組織率がほぼ100%となっており、今後はこれをいかに有効に機能させるかという視点が



ら取組を進めていくことが重要である。津波避難ビルの指定や避難路の整備についても一定程度進捗していることから、これらを使用した防災訓練の実施を促進するなど、実効性のある方策を講じていく必要がある。

「南海トラフ巨大地震」が発生した場合には、交通障害の処理や市外から訪れた人に対する情報提供など、あらゆる事態に対処しなければならないことが想定される。市単独では対応できないものもあることから、各主体に対し問題提起を行っていく必要がある。

また、大分市は過去に大水害を経験しており、県内でも平成24年の九州北部豪雨により大きな被害が発生したところである。災害対策基本法において「住民は過去の災害から得られた教訓の伝承により防災に寄与する」旨の努力義務が定められていることを踏まえ、地域においてその教訓をしっかりと伝えていくことが必要である。あわせて各種ハザードマップの作成に当たっては過去の災害の状況を十分に把握し、反映させるとともに、阪神淡路大震災の際に数多く発生した通電火災の啓発にも力を入れるべきである。

防災安全に関する対策を推進するに当たっては、教育・啓発を軸として幼少期から各年代に応じて体系的に行うことに加え、相乗的に幅広い年齢層に対して効果が上がるような手法を検討していく必要がある。

特に、子育て世代の参加率が上がるよう学校行事やPTA行事等において大人と子どもと一緒に学べる手法を模索するなど、柔軟な発想と工夫により、防災安全に関する教育・啓発の充実が図られることを期待する。

②「地域力」と連携による身近な安全・安心の実現

現在、市内各地において防災安全に関するさまざまな取組が行われており、今後ともその原動力となっている「地域力」の充実・強化を図ることが重要である。

災害時においては、日常の声掛け・見守りに寄与する「小地域福祉ネットワーク」が大きな力を発揮すると期待されることから、防災の観点からもその機能の維持と発展を図る必要がある。

また、松岡地区において実施されている「防災隣組」のように、他の地域でも参考となり得る先進的かつ身近な事例を広く紹介し、同様の活動の普及を図ることが重要である。

消防団については、地域における防災や災害時の担い手として、その位置付けがますます重要になってくると思われる。消防団の活動の活性化と将来の人材確保につながるよう、大分県消防学校に対して団員が研修を受講しやすい環境整備を求めていくとともに、待遇面の改善や団員の勤務先の理解を促進する取組が検討されることを期待する。また、賀来地区で行われている有意義な取組である「かた昼消防団」を他の地域にも普及させていくべきである。

このほか、身近な安全・安心に役立つAEDを緊急時に使用できるよう、改めて「救マーク制度」を広報するとともに、特にその施設の職員への周知徹底を図ることが必要である。

交通安全、防犯に関しては、交通安全協会が実施する交通安全教室をはじめ、大分県の運転免許自主返納支援制度、大分県警察が配信する「まもめーる」、高齢者を対象とした地域の警察官による個別訪問、さらには地域におけるこどもの安全見守りボランティア活動など、さまざまな取組が行われている。今後はその実施主体である関係機関との連携をさらに深めるとともに、これらの取組を市民に広く周知することが必要である。また、啓発・注意喚起を実施するに当たっては、多くの人々が参加する大学祭、公共のイベント等の機会や福祉サービスの提供の際にあわせて行うほか、子どもと高齢者が一緒に学べる仕組みを取り入れるなど、より効果的な手法を検討すべきと考える。

大分市の未来のために策定される本計画により、全ての市民、特に未来を担う子どもたちの安全・安心が実現されることを心から望む。

【4】産業の振興

(1) この分野における課題について

日本銀行大分支店が発表した県内金融経済概況（2015年度秋）では、「大分県内の景気は、持ち直しの動きに一服感が見られている。」とされ、好調に推移している分野が存在している反面、動きが弱い分野も見られている。また、今後の景気は「横ばい圏内で推移する」との見通しが示されており、新興国経済の減速による影響が懸念されている。

このような経済状況のなかで、大分市の産業分野における状況を見ると、工業では大企業の新たな進出などの企業立地の予定はなく、製造品出荷額は微増の状況にあるものの、製造業事業所数や製造業従業員数は減少傾向が見られる。今後、産業分野の活性化を図るためには、既に立地している企業や新たに進出する企業にとってメリットとなる取組が必要であり、課題となっている。

農林水産業では担い手不足や高齢化などさまざまな課題に直面しており、農山漁村の活性化を図るために担い手の確保と育成が喫緊の課題となっており、研修制度の充実など就業後の定着に向けた取組が求められている。

商業・サービス業においては、市場競争が一段と激化するなか、個店の経営状況は厳しさを増しており、地域では、後継者不足等による商店街の機能低下が見受けられる。

また、高速交通体系の整備や商品流通経路の多様化が進むなか、産業の活性化を図る基盤として、流通拠点の機能強化が求められている。

観光においては、国内消費の低下が懸念されるなか、国内外からの交流人口増加に資する取組は重要性を増している。東九州自動車道の全線開通を見据え、沿線自治体との連携や、観光情報の発信、受入態勢の整備・充実など、大分の魅力を生かすような計画策定が望まれる。

(2) 解決のための施策展開について

こうした諸課題に対応していくためには、市としての役割を明確化するとともに、国や県、各支援団体との相互補完的な関係を強化した上で、施策の展開を図っていかなければならない。

① 生産業について

工業においては、少子高齢化の進展による内需の縮小や急成長を続ける新興国との競争により厳しい状況に置かれている。大分市全体の工業振興のためには、今後も産業集積を進めることが必要であるが、その際、省エネ・低炭素化社会に貢献する技術を有する企業などの企業立地の促進、創業支援に加え、既存企業の技術力の向上や経営基盤の強化などの中小企業の競争力強化を支援する施策の展開が望まれている。

次に、農林水産業においては、高齢化が深刻であることは共通しているが、それぞれに内在する問題や背景、解決の方向性などはさまざまである。その中で共通した問題である青年層の担い手不足を解消するためにも、その基礎となる生産・経営技術の習得のための研修制度など、新規就業後も農林水産業に定着可能な一連の施策を展開する必要がある。

さらに、既存の農林漁業者の生産性向上を図るため、担い手への資源の集積、作業の機械化・省力化による経営規模の拡大、またそれらをより効率的に行うための生産基盤の整備など収益につながる農林水産業を目指すための施策の展開が望まれている。

また、大枠合意に至った環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）については、農林漁業者の生産意欲を減退させないための対策と、農産物の付加価値を高め、輸入農産物との差別化を図るなど、農林水産業の競争力を強化するための取組についてあわせて行う必要がある。

② 商業・サービス業の振興と流通拠点の充実について

商業・サービス業においては、地域の商店が販路拡大やインバウンド観光を踏まえた商品販売等多様なニーズに対応できるようインターネットの活用や免税店の許可登録に対する支援など、消費行動を踏まえた施策支援にも取り組む必要がある。

次に、地域の商店街においては、空き店舗の増加や後継者不足などの問題が顕在化しており、商業・サービス業の振興は、地域経済の活性化はもとより、地域におけるにぎわいや雇用機会の創出にもつながることから、地域性に配慮した商店街の活性化を図り、市域全体の発展に向けた取組が望まれている。

公設地方卸売市場においては、流通体系の多様化や消費形態の変化により取扱高が減少するなか、観光や教育等との連携を通じて域内における消費を高めることにより、需要拡大に向けた取組が必要である。

また、大分港大在コンテナターミナルや流通業務団地などの流通拠点は、各産業の活性化の基盤として、今後ますます重要なものとなることから、関係機関との連携を強化し、特性を生かした流通環境の整備やポートセールスに取り組むことが望まれる。

③ 雇用と勤労者福祉について

大分市がにぎわいや活力にあふれた都市として持続的に発展するためには、若者の定住化を促進していくことが必要である。そのためには、企業誘致や新規成長産業の育成・支援、既存企業の振興などを通じて、大分市における就業機会の拡大や安定した雇用の確保を図ることが望まれる。

また、就労を希望する人が、その希望に応じて十分に能力を発揮し、安心して働くことができるよう、職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境を、関係機関と一体となって、整備していくことが必要である。

④ 観光について

さらなる観光誘客のため、観光大使や発信力のある人物を活用し、ブログやSNSを通じて積極的に情報発信を行うことで大分市の知名度の向上を図ることが求められる。

次に、外国人観光客を増やす取組については、ターゲットを明確にして大分市の魅力を発信することが必要であり、今後は、2019年のラグビーワールドカップや2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、観光案内板の多言語化や免税店を増やす取組、民泊やホームステイといったニーズに沿った宿泊施設の拡充等、外国人にとって観光しやすい環境を整えることが求められる。

また、誘客効果が高いスポーツやイベントについては、一時的な盛り上がりで終わらないよう気運の醸成を図り、集客効果を維持していく取組を進めていく必要がある。

このような産業全体の振興を図る上では、全国的な経済動向に加え、大分市の産業を取り巻く状況を分析し、大分市特有の事情を踏まえた計画策定を行うとともに、設定した目標に向けて施策を着実に実行していくことを期待する。

【5】都市基盤の形成

(1) この分野における課題について

国は「地方創生」を重要政策として掲げ、各自治体において人口減少を克服し、各県の特性を生かした自立的で持続可能な社会を創造する取組を推進している。

また、国土のグランドデザイン2050では、人口減少や巨大災害の切迫等、国土を巡る大きな状況の変化や危機感を共有しつつ、未来を切り開いていくためのキーワードとして、「コンパクトプラスネットワーク」を掲げ国土づくりの理念や考え方を示している。

こうしたなか、大分駅を中心とした中心市街地の整備が進み、県都・中核市としての顔づくりが行われているが、さらなる中心市街地の活性化とともに、周辺部も含め、地域の特性を生かした均衡ある発展を進める必要がある。

さらには、都市基盤施設の老朽化が進み更新時期を迎えていることから、長寿命化計画などにより、施設の効率的、効果的な維持管理や更新を行うと同時に、高齢者が増加する今後、より一層のまちのさまざまなバリアフリー化が求められている。

今後は「持続性」が高く、「地域性」を生かした、高齢者や若者にとっても「利便性」の良い、魅力あるまちづくりが必要である。

まず、「持続性」の高いまちづくりについては、公共交通と私的交通を組み合わせただれもが利用しやすい交通体系の再構築を図るほか、公共施設等の適正な維持管理を長期的な視点で計画的に行い、ライフラインを安定的に確保するなど市民を守る都市を形成し、将来にわたり持続可能なまちづくりが求められる。

また、「地域性」を生かしたまちづくりについては、大分市はそれぞれの異なった歴史・文化や地理的特徴を有する地区により形成されている。それらの地区は、それぞれ整備状況が異なり住民が求める整備方針も一様ではない。そのため、各地区の地域性に十分な配慮をすることが必要である。

さらに、「利便性」の良いまちづくりについては、高齢者や障がいのある人をはじめとするだれもが円滑に移動ができ、安全・安心に都市施設の利用ができるよう、公共施設や商業施設などまちの機能をコンパクトに集約し、ユニバーサルデザインにも配慮したまちづくりに取り組むと同時に、観光客などの来訪者に対してもやさしい利用環境のバリアフリー化を図る必要がある。

今後は、「持続性」「地域性」「利便性」の観点を踏まえ、各地区の現況や特性を考慮しながら大分市全体の均衡ある発展を目指し、市民・事業者・行政が一体となり、魅力あるまちとなるよう都市基盤施設を整備することが必要である。

(2) 解決のための施策展開について

これからの都市基盤形成の方向性を議論するに当たっては、前述のとおり、「持続性」「地域性」「利便性」というそれぞれの視点から考える必要がある。

① 持続性の高いまちづくりという視点から見た都市基盤形成の在り方

これからの都市基盤形成を検討するには、「持続性」という視点を基軸として、交通体系の確立による移動手段の確保や都市基盤の有効な利活用を図るなど、持続可能な発展をする都市の実現に向けた取組が必要となる。

交通体系では、持続性の高いまちづくりを支える交通ネットワークの確立に向け、バスや鉄道など、各公共交通機関の持つ機能・特性を組み合わせた公共交通ネットワークの整備と幹線道路や生活道路など、各道路の持つ機能・役割に応じた道路ネットワークの整備の2つの視点から検討を行

い、そのビジョンを明確にすることが重要である。また、自転車が快適に走行できる空間づくりについてもあわせて検討する必要がある。

水道については、河川及びその周辺も含めた水質管理等を適切に行うことで安全な飲用水の安定供給を行う必要がある。また、今後は料金収入の減少や老朽化した施設の増加による更新費用の増大等が予想されるため、限られた財源の中でさまざまな課題に対応し、水道サービスを持続して行えるように、これまで以上に効率的、効果的な事業運営が求められる。

下水道については、地域的な公平性を欠くことがないように、各地区の状況に配慮した雨水污水管渠の整備を進めるとともに、積極的な普及活動等を行い、下水道への接続を増やしていくことが重要である。

住宅施策については、空き家・空き地の増加によるコミュニティの維持などに課題が生じることが想定されるため、住宅ストックの活用を図る必要がある。さらには、耐震性に問題がある老朽住宅の存在に加え、自然災害に対する危機意識が高まっていることから、ニーズに合った取組を行い安全で快適な居住環境を形成していく必要がある。

公園・緑地については、施設の維持管理の視点として施設の長寿命化の他に、安全性や快適性も考慮することが重要である。あわせて、今後、公園の活用を検討するに当たっては、特色やニーズを明らかにするなかで、交流の場としての機能など公園の新しい活用方法を検討する必要がある。また、大友氏遺跡や大分城址公園などの歴史的文化遺産を生かした大分市の魅力向上に繋がる公園整備の推進も重要である。

② 地域性を生かしたまちづくりという視点から見た都市基盤形成の在り方

大分市は、中心市街地とあわせて、鶴崎・大南・植田・大在・坂ノ市・佐賀関・野津原・明野の各地区において、それぞれの特性を生かしたまちづくりを進めており、均衡ある発展を進める上では「地域性」という視点が重要であり、この方向性は維持されるべきである。

今後、超高齢化の進展及び人口減少社会を迎えるに当たり、地域性を生かしたコンパクトプラスネットワークによる持続可能で魅力があふれ暮らしやすいまちづくりを推進し、若者の定住や移住者の増加など少子化対策にも繋がるまちづくりが重要である。

なお、人口規模や教育、医療、福祉、商業施設などの生活サービス機能の充実度により、発展が見込まれる地区においては都心構想も必要である。

また、これからの大分市の在り方を大きく左右する事業については、市民への周知や理解を図り計画的に進めていくことが求められる。

なかでも、歴史文化観光拠点の整備や交通結節機能の強化をはじめとした中心市街地の活性化に向けた事業は、大分市全体の活性化にも大きく寄与するものと期待されており、大学や企業、NPO団体など多様な団体が一体となり市民とともに取り組むことが極めて重要である。

③ 利便性の良いまちづくりという視点から見た都市基盤形成の在り方

環境負荷の低減や経済活動の活性化につながる、コンパクトで暮らしやすいまちづくりを行う上では、交通体系や地域情報化などの都市基盤の整備については、この「利便性」という視点が重要である。

交通体系では、公共交通の利用促進や交流人口の拡大を図る観点から、高齢者、障がい者、子ども連れ、外国人等の移動制約者や、市外からの来訪者等市内の公共交通に不慣れな人でも利用しやすい「利用環境のバリアフリー化」を目指し、ICカードの普及等のICT技術の活用も視野に入れた

公共交通の利便性向上に努める必要がある。

地域情報化では、幅広くICTを利用できる環境を目指し、市町村の枠を超えた共通の枠組みの中で公衆無線LAN整備などを進めていくとともに、より一層ビッグデータ・オープンデータの調査・研究に取り組む必要がある。また、それらを分析し、市民ニーズや社会動向を正確にとらえ、政策に反映させていくという、市職員の能力を向上させることも重要である。

これからの都市基盤の形成を行うに当たっては、これまで述べたように、「持続性」「地域性」「利便性」という視点を持ち、市民・事業者・行政が一体となり取り組むことで、将来にわたり持続可能な魅力あるまちづくりが実現するものと考ええる。

また、これらの都市を支える機能は、市民生活に直結する重要なものであることから、ソフト面の取組とバランスを図りながら、長期的な視点で効率的、効果的な維持管理や更新、新設を行う必要がある。

都市基盤の分野におけるこのような提言を通して、大分市の均衡ある発展と秩序ある市街地の形成が図られることを期待する。

【6】環境の保全

(1) この分野における課題について

少子高齢化・人口減少社会の到来に伴い、社会経済情勢等が大きく変化するなか、時代の要請に応えながら地域特性に合わせた環境保全の推進が求められている。

また、大気汚染、地球温暖化など地球規模の課題に対し、これまでの省資源・省エネルギーを意識したライフスタイルや事業活動の見直しに加え、東日本大震災を契機に低炭素社会の構築に向けた取組が加速しており、とりわけ再生可能エネルギー等の普及促進が進められている。

こうしたなか、大分市は、新産業都市として発展し、近年では電子・精密機器製造等の産業が集積する工業都市としての顔を持ちながら、海や山に囲まれた豊かで多様な自然に恵まれていることが大きな特徴であり、多大なる恩恵を受けてきた。このかけがえのない自然環境をより良い状態で次世代に引き継ぐことが、今を生きる我々に課された重要な責務である。

その責任を果たすため、これまで以上に4R運動の推進や廃棄物の減量・再資源化、環境汚染物質の排出抑制に取り組むとともに、新たなエネルギーの活用についても検討を進める必要がある。また、身近な問題として、食品の安全性の確保はもとより、動物に関しては、ペットの飼育モラルの高揚を図るとともに、動物愛護思想の普及啓発の充実や犬・猫の殺処分の低減が望まれる。

「環境の保全」は市民の日常生活に密接に関わるとともに、将来にわたる重要課題であることから、本計画の策定においても時代の変化や動向を的確に見据えた総合的かつ計画的な対策を盛り込むことが望まれる。

(2) 解決のための施策展開について

前述のような課題を解決するためには、まずは環境保全の担い手となる市民・事業者・行政が環境の価値を理解することが必要である。その上で、三者が自らの責任と果たすべき役割を十分に認識し、連携することが求められる。

また、一人ひとりの行動が環境に与える影響を常に意識し、家庭や日常生活の中で、次世代を担う子どもたちに環境保全の



大切さや動物との関わり方等について、教え伝えることが大切である。

① 有効な施策展開の手法

課題の解決に向け、より効果的な施策展開を図るためには、「環境保全の人づくり・地域づくり」の推進はもとより、市民・事業者・行政がそれぞれ主体となり、率先して取り組むことが重要であるが、その前提として、三者が一体となって機能的な役割を發揮することが求められる。また、事業者間や自治体間等の横の連携をより深めることで、高い相乗効果が期待される。

② 市民、事業者、行政が果たすべき責任

ア) 市民の責任

市民一人ひとりが、環境問題に対して関心を持つとともに、自身の生活や生命に直結する問題であると認識し、主体的に行動することが重要である。また、次世代への責任を果たすため、環境教育、環境学習を通じて環境を守る意識、責任感を持ち、環境に配慮した行動を常に心がけることが求められる。

さらに、地域の環境活動に積極的に関わることにより地域コミュニティを活性化させ、日常生活から環境負荷の低減に努めていくことが期待される。

イ) 事業者の責任

事業者は、地域社会を構成する一員としての自覚を持ち、その事業活動が環境へ与える影響を認識するとともに、公害防止対策や従業員へコンプライアンス体制を徹底するほか、その専門性を活用した市民講座を開催するなど、地域環境を意識した社会貢献活動の推進が重要である。

また、環境経営の実施や環境に配慮した取組を積極的に公表することで社会的責任を果たすなど、さらなる活動の展開が求められる。

ウ) 行政の責任

行政は、第一に市民の健康及び環境の保全に責任を負うことから、市民や事業者に対する的確な情報開示、啓発、指導、監督、教育が求められる。

政策立案においては、社会経済情勢の変化や多様な市民ニーズに的確に対応し、費用対効果の視点到留意するとともに、将来にわたる持続的な「より良い環境と社会」の実現を目指すことが重要である。その取組においては、行政がリーダーシップを發揮するなかで、市民や事業者の十分な理解と積極的な参加を促すとともに、三者あるいは関連する行政機関が相互に連携し、効果的な施策展開を図ることが求められる。

また、広報体制の充実とあらゆる機会をとらえた市民、事業者への丁寧な周知がより一層重要となる。

以上のような責任分担を踏まえ、総合計画では、市民、事業者、行政がそれぞれ担う役割を機能的に果たすことができるよう、施策展開の基本姿勢や各施策の推進の在り方を明示するなかで、的確な目標設定を行わなければならない。

5 大分市人口ビジョン・大分市総合戦略について

(1) 大分市人口ビジョン

少子高齢化の進展により、多くの自治体においては、既に人口減少社会を迎えているなか、大分市の人口は、わずかではあるが増え続けている。しかしながら、市内周辺の佐賀関地区や野津原地区などでは、既に人口減少が進行しているため、地域間の人口格差を考慮しながら、2060年の大分市の人口45万人を目指していくための具体策を考えていくことが重要になってくる。

また、大分市の人口の現状と目指すべき将来の方向を提示した大分市人口ビジョンは、総合計画や総合戦略策定の重要な基礎となるものであることから、それぞれの期間中は、仮に目指す人口に達することができない場合であっても、推計値等の見直しを行うべきではないと考える。

さらに、大分市外への転出者を抑制し、大分市外からの転入者を増やしていく社会増については、大事なことであるが、永続的な対策ではなく、出生数を増やすことによる自然増を図ることが重要となるため、2030年までに合計特殊出生率を2.0に、2040年には2.3まで高めていく取組について、積極的に進めていかなければならないと考える。

ただし、出生率向上に向けた取組を進めていく上で、若い世代、特に15歳以下の人口が減少している状況にあるため、大分市の目指す人口が、いかに厳しいかということを認識したなかで、地方創生の実現に取り組んでいくことが望まれる。

(2) 大分市総合戦略

人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるためには、若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現することや地方から東京圏への人口流出に歯止めをかけること、さらには、地域の特性に即した地域課題の解決を図ることなどが重要な視点となる。

これらの視点は、国において、既に示されているところであるが、大分市の地域特性や市民ニーズに立脚して各種施策に取り組んでいくことが望まれる。

特に、人口減少対策としては、若い世代の人口が重要なポイントとなり、その世代の人口を維持しなければ、持続可能な社会の実現にはつながらない。結婚や出産は個人の価値観や考えによるところが大きく、難しい課題ではあるものの、的確かつ効率的に若者や子育て世代の希望をかなえるよう、子育て家庭に対する経済的支援や保育所の定員拡大などの施策を展開していく必要がある。

さらに、勤労者福祉を充実するなど、安心して働くことができる場を確保・拡大すること、加えて、大分市の魅力を高めていくことで大分市に住み続けたいと思う、また住み続ける若い世代の人達を増やしていくことも重要になる。

これらの施策を着実に展開していくためには、官民一体となった取組につながるよう、分かりやすい指標を設定し、より実効性のある取組につなげていくことが重要であり、将来にわたって住む地域として若者に選んでもらえる、「魅力あふれる大分市」となる総合戦略の策定が望まれる。

6 おわりに

本委員会は、市政運営の基本指針として市の最上位の計画である総合計画と併せ、地方創生に関する取組を進めていくための「大分市総合戦略」及び大分市の人口の現状分析と将来を展望した「大分市人口ビジョン」について、次の世代に引き継ぐべき大分市の将来の姿を思い描き、時代の変化に適応したまちづくりの在り方がどうあるべきかという観点で、市民の立場から真摯に検討を行ってきた。

計画等の策定に当たっては、大分市が直面する課題や時代の潮流を的確にとらえるなかで、設定された計画期間における大分市が目指すべきまちのビジョンを各分野において明確にし、行政として総合的かつ

計画的な対策を盛り込むことが重要であるとともに、具体的な施策を実行していくことが望まれる。

また、計画等の目標とするのは未来の大分市の発展につながっていくことであるが、言い換えれば、それは次世代を担う子どもたちのためでもあると言える。子どもは地域の宝であり、少子化が進行するなか、教育をはじめとする各分野で子どもの成長を促すことを意識した施策を連携して行うことが、地域で活躍できる人材を育て、将来の大分市の発展にもつながっていくものと考えられる。

さらに、新しい総合計画等については、本委員会の提言やパブリックコメント等により寄せられた市民の声を重視した内容とすることを求める。そして、市民と行政が一体となり、大分市が掲げる都市像に向かってまちづくりを進めていくためには、この計画等が市民に理解され、共有されることが必要である。特に、次世代を担う子どもたちに対しては、学校等で総合計画を教材として扱うなど、ふるさと大分市に親しみや愛着を感じ、まちづくりについての理解を深められる環境を創出することで、将来にわたって、市民主体のまちづくりが継続的に可能となるような行政の取組が肝要である。

最後に、新しい総合計画等に位置付けられたさまざまな施策を通して、多くの市民がそれぞれの立場でまちづくりに参画し、主体的な役割を果たすことが、大分市のまちづくりを発展させ、ひいては、市民の夢の実現につながっていくものと確信している。そして、まちづくりに対して先導的な役割を果たすべき行政には、掲げられた施策を着実に実行することを期待する。

以上が本委員会の提言である。この提言が大分市の新しい総合計画等に生かされることを希望する。

7. 大分市総合計画策定総合調整会議設置要領

(設置)

第1条 大分市総合計画の見直し並びに大分市人口ビジョン及び大分市総合戦略の策定に関し、市議会代表と執行部代表が必要事項について協議するため、大分市総合計画策定総合調整会議（以下「総合調整会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 総合調整会議は、委員6名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる職にある者から市長が参画依頼し、又は任命する。

- (1) 市議会議長
- (2) 市議会副議長
- (3) 市議会議会運営委員会委員長
- (4) 副市長
- (5) 教育長

(会長及び副会長)

第3条 総合調整会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、総合調整会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第4条 総合調整会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、総合調整会議の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 総合調整会議の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、総合調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年6月12日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、大分市総合計画が改定される日又は大分市総合戦略が策定される日のいずれか遅い日限り、その効力を失う。

8. 大分市総合計画企画委員会設置要綱

(設置)

第1条 大分市総合計画（以下「計画」という。）の見直し並びに大分市人口ビジョン（以下「ビジョン」という。）及び大分市総合戦略（以下「戦略」という。）の策定に関する事項を検討するため、大分市総合計画企画委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 計画の見直しに関すること。
- (2) 計画の見直しに係る調査及び研究に関すること。
- (3) ビジョン及び戦略の策定に関すること。
- (4) ビジョン及び戦略の策定に係る調査及び研究に関すること。
- (5) その他計画の見直し並びにビジョン及び戦略の策定に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者を委員として組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副市長（副市長が2名以上いる場合は、企画部を担当する副市長）をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ委員のうちから指名する者がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 第2条各号に掲げる事項に関し調整等を行うため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者を幹事として組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、企画部参事（総合計画策定推進担当）の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。
- 6 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に幹事以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 7 幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、幹事長があらかじめ幹事のうちから指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月18日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、計画が改定される日又は戦略が策定される日のいずれか遅い日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

副市長
教育長
水道事業管理者
総務部長
企画部長
財務部長
市民部長
福祉保健部長
環境部長
商工労働観光部長
農林水産部長
土木建築部長
都市計画部長
下水道部長
教育委員会事務局教育部長
消防局長
水道局管理部長
議会事務局長
監査事務局長
部長級参事
教育委員会事務局教育部教育監

別表第2 (第6条関係)

企画部参事 (総合計画策定推進担当)
総務課長
人事課長
企画課長
市長室長
財政課長
税制課長
市民協働推進課長
福祉保健課長
子育て支援課長
保健総務課長
環境対策課長
清掃管理課長
商工労政課長
観光課長
農政課長
土木管理課長
住宅課長
都市計画課長
下水道経営企画課長
会計課長
教育委員会事務局教育部教育総務課長
消防局総務課長
水道局管理部総務課長
議会事務局総務課長

9. 大分市総合計画企画プロジェクトチーム設置要領

(設置)

第1条 大分市総合計画（以下「計画」という。）の見直し及び大分市総合戦略（以下「戦略」という。）の策定に向けた調査、研究及び検討を行うため、大分市総合計画企画プロジェクトチーム（以下「チーム」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 チームは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の見直しに関する資料の収集に関すること。
- (2) 計画の素案の検討に関すること。
- (3) 計画の課題等の調査及び研究に関すること。
- (4) 戦略の素案の検討に関すること。
- (5) 戦略の課題等の調査及び研究に関すること。
- (6) その他計画の見直し及び戦略の策定に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 チームは、統括者、副統括者及び市長が指名する者をもって組織する。

- 2 統括者は企画課長の職にある者を、副統括者は企画課に所属する職員のうちから統括者が指名する者をもって充てる。
- 3 統括者は、チームを代表し、チームの事務を統括する。
- 4 副統括者は、統括者を補佐し、統括者に事故があるとき、又は統括者が欠けたときは、統括者の職務を代理する。

(関係部局等の協力)

第4条 チームは、所掌事項の遂行に関し必要があると認めるときは、関係部局等に資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第5条 チームを補助するため、企画部企画課に事務局を置く。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、統括者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年6月18日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、計画が改定される日又は戦略が策定される日のいずれか遅い日限り、その効力を失う。

(大分市人口減少社会庁内研究チーム設置要領の廃止)

3 大分市人口減少社会庁内研究チーム設置要領（平成26年12月15日施行）は、廃止する。

大分市総合計画企画プロジェクトチーム名簿

	氏名	所属
統括者	永松 薫	企画課
副統括者	中園 美佐	企画課
	高田 隆秀	市長室
構成員	河越 隆	人事課
	衛藤 興憲	財政課
	中原 美夏	税制課
	藤嶋 慎二	議会総務課
	川崎 文香	文化国際課
	原田 佑一郎	市民協働推進課
	戸高 裕基	国保年金課
	浅田 聖子	子育て支援課
	額賀 寛	子ども保育課
	菊池 智之	長寿福祉課
	鈴木 由美	保健総務課
	谷矢 啓良	教育総務課
	小野 征司	学校教育課
	小田部 晶子	社会教育課
	佐藤 真人	防災危機管理課
	藍沢 伸介	市民協働推進課
	松尾 裕治	土木管理課
	松岡 辰倫	予防課
	朝見 哲也	産業振興課
	安部 順司	商工労政課
	末光 誠太	農林水産課
	佐藤 優介	観光課
	菊池 正晃	情報政策課
	安東 佑剛	住宅課
	板井 和昭	都市計画課
	藤澤 隆介	都市計画課
小畑 淳一	都市交通対策課	
柴田 英企	経営管理課	
佐藤 文教	環境対策課	
工藤 博士	清掃管理課	
三重野 辰巳	下水道経営企画課	

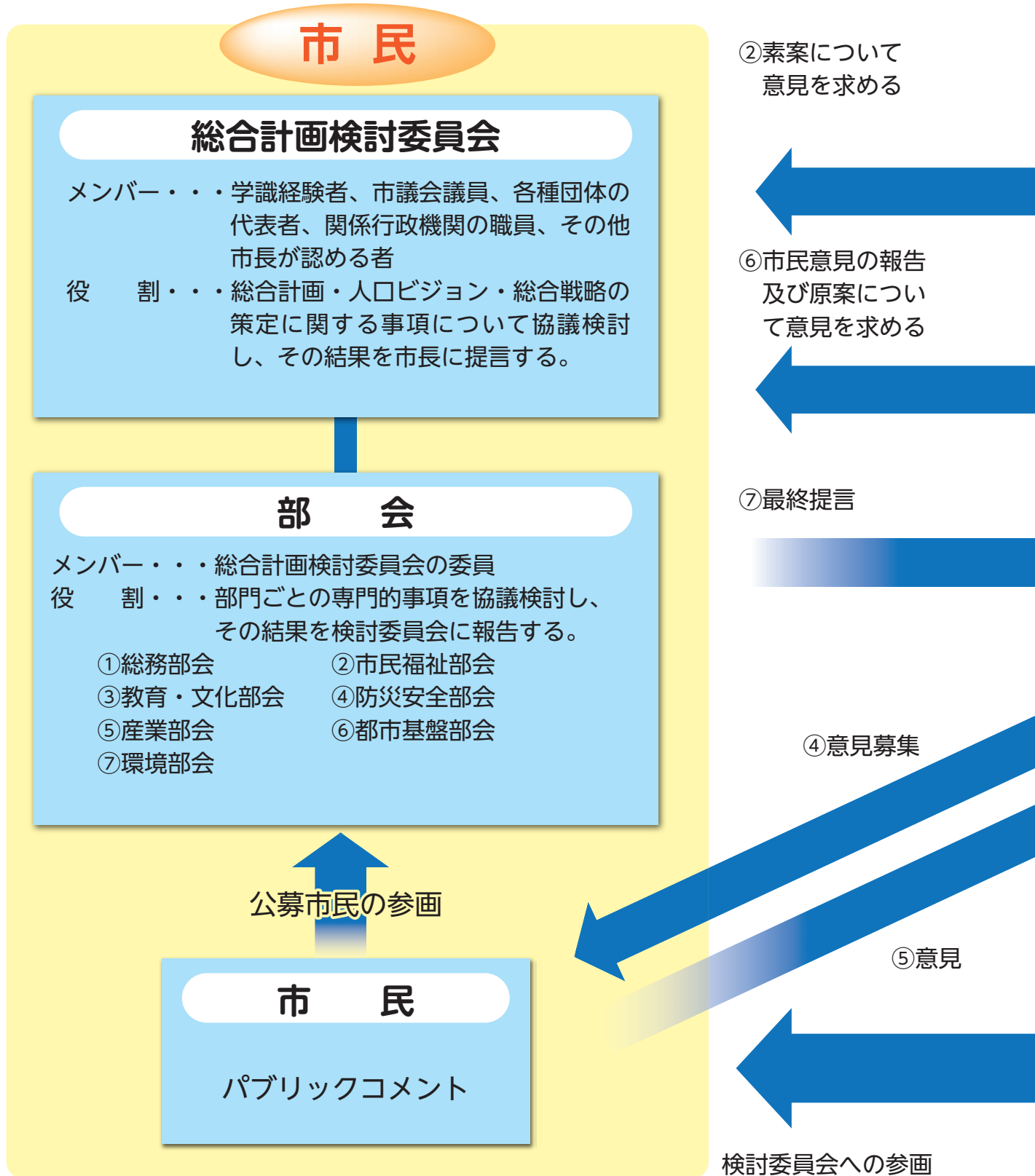
(構成員の所属は選任時のもの)

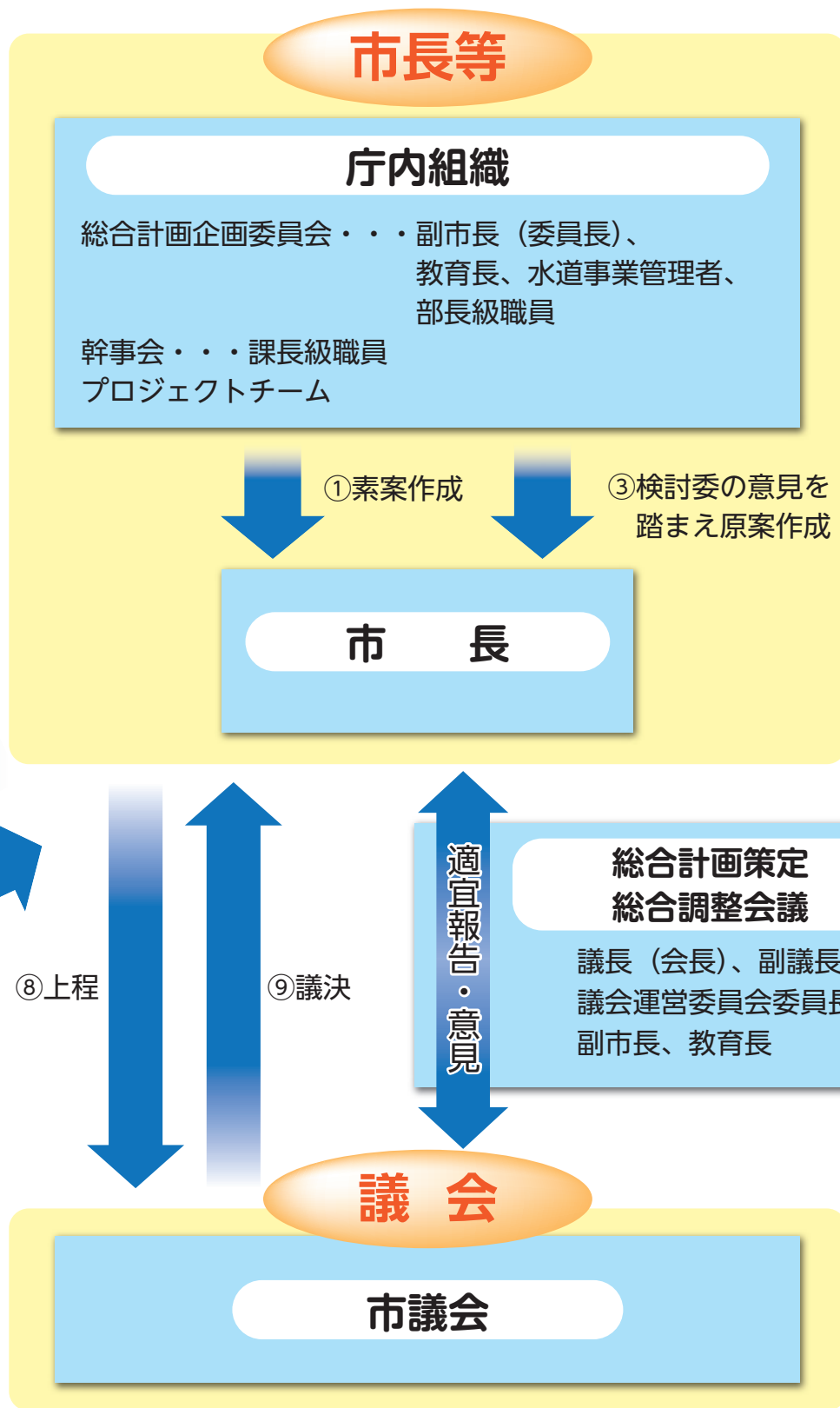
事務局

氏名	
企画部長	玉衛 隆見 (秦 希明)
企画部参事	増田 真由美 縄田 睦子 (長瀬 和夫)
企画部次長 企画課	西田 充男 小野 晃正 村田 潤 安達 浩 金子 明弘 雨川 陽之 水野 寿 小野 弦市 佐藤 洋 大野 洋造 恵藤 淳矢 中川 淳 黒川 昇平 平川 義文 廣田 暁則 坪井 敬行 秦 英司
行政改革推進室	大城 存 足立 威士 新井 徹
公共施設マネジメント推進室	
市長室	



10. 策定組織図





おおいた 大分市
総合計画
創造ビジョン
2024

発行日 平成28年10月

発行 大分市

編集 大分市企画部企画課
大分市荷揚町2番31号
電話 097-534-6111

印刷 佐伯印刷株式会社